

令和6年度事業計画

令和5年の県内における刑法犯の認知件数は、前年（令和4年）と比較して、1,688件増の11,585件で、令和2年以来、1万件を超えたほか、高齢者を狙った特殊詐欺被害及び子供や女性を狙った性犯罪被害が後を絶たないなど、安心して暮らせる社会の実現には、地域を挙げての一層の対策が必要となっている。

こうした中、宮城県防犯協会連合会（以下「県防連」）では、令和6年度においては、警察、地区防犯協会、自治体及び防犯ボランティア団体等と緊密に連携し、「犯罪のない明るく、住みよい地域社会」の実現に向けて、各種事業を積極的に推進する。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業（公益事業1）

犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会の実現は県民全ての願いであり、安定した県民生活や社会発展の基礎となるものである。

県防連では県民が身近なところで不安を感じる強盗や侵入窃盗、高齢者等を狙った特殊詐欺、女性や子供を対象とした性犯罪さらにはインターネットを活用したサイバー犯罪等を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体及び防犯ボランティア団体等と連携し、さまざまな防犯活動を積極的に推進する。

1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会、防犯指導（実働）隊、職域防犯団体及び地域の防犯ボランティア団体間の連絡調整を積極的に行い、防犯意識の醸成及び効果的な防犯活動の推進を図る。

特に、防犯ボランティア団体相互の連携、情報の共有及び活動のレベルアップを図るため、各団体の活動を県防連のホームページ等を活用して積極的に紹介する。

(2) 若い世代の防犯ボランティア活動に対する支援

防犯ボランティアの高齢化による後継者不足等の課題を踏まえ、若い世代の防犯ボランティア活動への参加を促すため、中・高校生や大学生等で組織されたボランティア団体の活動に対する支援を行うなど、若者による自主防犯活動の活性化と定着化を図る。

(3) 防犯ボランティア団体の自主的な活動に対する支援

県内の防犯ボランティア団体及び構成員の数は年々減少していることから、新規団体の結成に伴う経費の一部助成や防犯活動資材の提供及び活動に対する指導、助言を積極的に行うなど、新規結成と継続的な活動の維持を図る。

(4) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

青色回転灯付き防犯パトロール車について、日本宝くじ協会から全国防犯協会連合会（以下「全防連」）に寄贈される青パトの譲渡を受け、申請のあった地区防犯協会に提供する。

2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の普及啓発

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

全国地域安全運動において、県及び警察との共催により、「全国地域安全運動宮城県大会」を開催し、県民の防犯意識の高揚を図る。

(2) 季節地域安全運動の実施

春、夏及び年末年始に、それぞれ期間と活動重点を定め、地区防犯協会と連携した地域安全運動を実施し、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図る。

(3) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の防犯意識の啓発を目的に、県内の小・中・高校の児童・生徒を対象に防犯作文及びポスターを募集し、優秀作品に対して全国地域安全運動宮城県大会において顕彰するとともに、各種広報媒体を活用して広く県民に紹介する。

(4) 防犯指導隊等を対象とした「ホットスポットパトロール実戦塾」の開催

警察や地区防犯協会と連携し、防犯指導（実働）隊、防犯ボランティア団体、防犯CSR活動実施事業所及び自治体関係者等を対象とした「実戦塾」を開催し、犯罪被害防止のための基本的活動であるホットスポットパトロールのレベルアップを図る。

(5) 広報紙の発行等広報啓発活動の推進

機関紙「防犯みやぎ」や「犯罪と防犯」の発行、各種防犯ポスターやリーフレットの作成・配布、及びのぼり旗や立て看板の掲出による広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚を図る。

(6) 防犯DVDの整備、貸し出し

無償で貸し出している広報用DVDについて、自治体、学校及び防犯ボランティア団体が広く活用できるよう、内容や貸し出し方法をホームページ等で積極的に広報する。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関・団体等と連携した非行防止活動

少年非行は社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは極めて重要であることから、学校、警察、自治体等が一体となった活動を推進する。

(2) 非行少年を生まない社会づくりのための活動支援

警察や地区防犯協会等と連携し、少年の立ち直り支援活動や見守り活動を基本とした「非行少年を生まない社会づくり」のための活動を推進する。

(3) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として警察本部が指定した、仙台市青葉区国分町地区における少年非行防止活動を支援するための助成を行う。

指 定 地 区 名	指定機関（期間）	関 係 機 関
仙台中央地区防犯協会連合会 （仙台市青葉区国分町地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙 台 中 央 警 察 署 （仙台市青葉区）

(4) 万引き防止活動

警察や万引き防止対策協議会等と連携し、「万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）」、「万引きは犯罪である」等のスローガンを前面に出した広報啓発活動を推進する。

4 覚醒剤等薬物乱用防止に関する活動

県内では薬物犯罪の再犯率及び暴力団関係者の占める比率が高いほか、近年、大麻事犯が増加傾向にあることから、薬物事犯の根絶を図るため、警察と連携して広報用チラシの作成を行うとともに、薬物乱用防止教室等で活用する広報用の機材を提供するなど、広報啓発活動を推進する。

5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

警察及び宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」）等と連携し、銃器の根絶と暴力団排除を図ることを目的に、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、風俗環境浄化協会の事業として行う風俗営業管理者講習において、県警及び暴追センターの担当者による講話を実施する。

6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

(1) 特殊詐欺被害防止活動

県内の特殊詐欺犯罪について、65歳以上の高齢者の被害が突出していることから、被害の抑止に向けて、医療施設における屋内電光スポット放映や広報啓発用ポスター、チラシの作成及び金融機関周辺での「被害防止キャンペーン」等を実施して注意喚起を図る。

(2) 侵入窃盗被害防止活動

警察と連携して侵入窃盗被害防止のための「3かけ運動（カギかけ・気にかけて・声かけよう）」等の広報啓発活動を推進するとともに、地域社会の絆づくりの強化を図る。

(3) 子供女性安全対策活動

強制わいせつや誘拐事件等の凶悪犯罪に発展する恐れのある子どもや女性に対する声かけ、つきまとい及び盗撮等の事案を未然に防止するため、警察、学校及び防犯ボランティア団体等と連携し、通学路や犯罪発生危険箇所等において実施する見守り活動や防犯パトロールを積極的に支援する。

(4) 職域防犯組織に対する協力援助

企業等が社会貢献活動の一環として推進している「防犯CSR活動」に対し、防犯情報を積極的に提供して、地域における自主防犯活動の充実強化を図る。

7 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動に貢献した功績が認められた団体・個人及び防犯思想の普及を目的とした防犯作文・ポスターの優秀作品を賞揚し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化を図る。(表彰数は予定)

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
防犯功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	25団体
防犯功労者		80名
防犯協会等職員功績者	県防連会長	若干名
自主防犯ボランティア活動推進功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	25団体
防犯作文・ポスターコンクール入賞者		30名
企業等による防犯CSR活動表彰団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	15団体

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
防犯栄誉金章	警察庁長官・全防連会長（連名）	1名
防犯栄誉銀章		2名
防犯功労団体		1団体
防犯栄誉銅章	全防連会長	6名
功労ボランティア団体		1団体

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰

表 彰 別	表 彰 者	表 彰 数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名）	3団体
防犯功労者		12名

(2) 保険加入事業の実施

防犯指導（実働）隊員等の防犯活動中における災害補償を充実するため、県防連が主体となって普通傷害保険に加入するとともに、地区防犯協会に対しては、全防連と民間の損害保険会社が提携している補償制度（防犯協会員団体総合補償保険）への加入促進を図る。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

区 分		保 険 金 額	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円
		入院保険金日額	4,500 円
		通院保険金日額	2,500 円
特記事項		23名限定	

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分		A 型	B 型	C 型	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円	6,000,000 円	15,000,000 円
		入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	7,500 円
		通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	5,000 円
賠償	対 人 賠 償	1名2,000万円 1事故1億円			
	対 物 賠 償	1事故200万円			
保 険 料		165 円	305 円	635 円	

8 防犯施設の拡充整備

「安全・安心なまちづくり」を目的に地区防連や地域の自治会等が設置する防犯灯等の防犯設備設置費用の一部助成を行う。

9 自転車防犯登録事業

(1) 自転車防犯登録の促進と迅速・的確な登録業務の推進

6月から、自転車防犯登録料が600円から800円に、有効期間が7年から10年に改定されることから、宮城県自転車軽自動車商業協同組合や登録（販売）店の協力を得て、内容の周知、徹底を図るとともに、自転車利用者による防犯登録の確実な履行と登録カードの早期回収、さらに速やかな電算入力を行って登録者の利便性の向上を図る。

(2) 自転車盗難防止のための広報啓発活動の推進

自転車盗難被害の7割以上が無施錠で被害に遭っていることから、広報用チラシや防犯グッズの作成・配布により「被害防止キャンペーン」を実施するほか、ホームページに広報資料を掲載するなど、自転車の盗難防止と防犯登録促進のための広報啓発活動を推進する。

10 会議等の開催

(1) 会議

ア 通常総会

令和6年5月28日（火） 「ホテル白萩」

イ 理事会

第1回理事会 令和6年5月8日（水） 「宮城県多賀城分庁舎」

第2回理事会 令和7年3月26日（水） 「宮城県多賀城分庁舎」

(2) 各種大会等

ア 全国地域安全運動宮城県大会

令和6年10月10日（木） 太白区文化センター「楽楽楽ホール」

イ ホットスポットパトロール実戦塾

開催日、場所未定（県警と調整）

ウ 防犯指導（実働）隊連絡協議会

開催日、場所未定

第2 風俗環境浄化事業（公益事業2）

県防連は昭和60年2月13日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」）」第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から宮城県における「風俗環境浄化協会」として指定を受けており、警察や関係機関・団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、「風営適正化法」第39条第2項に掲げる事業を推進する。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者保護のため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情、相談及び要望等について、警察や関係機関・団体と連携し、適切な対応に努める。

2 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として風営適正化法に基づき、風俗営業所の管理者に対する講習（以下「管理者講習」）を行う。

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

風俗営業の適正化を促進するため、宮城県公安委員会の委託事業として、風営適正化法に定める風俗営業所の構造、設備の基準適合の有無等を調査する。

3 風俗営業に対する法令遵守のための啓発活動

(1) 管理者講習における広報活動

風営適正化法に基づいて実施する管理者講習について、警察及び暴迫センターの担当者とともに講話を行い、風俗営業所の健全営業の維持に向けた意識の醸成を図る。

(2) 立入りにおける啓発活動

宮城県遊技業協同組合と連携し、風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立入りを実施して、健全営業の継続に向けた意識の醸成を図る。

4 少年指導委員に対する協力支援

少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的に、風俗営業所等への立入りや補導活動を行う場合があるが、このことについて、管理者講習や営業所に対する調査、立ち入りを通じて、事業者に対し、少年指導委員に積極的に協力するよう要請するとともに、少年指導委員から県防連に個別事案について要請や相談等があった場合には、積極的に協力、支援する。

5 善良の風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

(1) ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として組織された大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」に対し、活動促進を図るための助成を行う。

(2) 少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防犯協会長が委嘱し、少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、活動促進を図るための助成を行う。

(3) 地区防犯協会が行う風俗環境浄化事業への協力援助

善良な風俗の保持、風俗環境の浄化及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う地区防犯協会に対し、その活動促進を図るための助成を行う。

第3 物品斡旋等事業（収益事業）

1 古物・質屋営業適正化事業（古物・質屋商許可標識の斡旋）

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復を目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示を義務付けている。

古物・質屋営業許可業者から各地区防連事務局を通じて注文を受けた古物・質屋商許可標識について制作業者に発注し、納入された標識を地区防連経由で業者に有償で配布する。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会に対する広報用資材等の斡旋

安全で安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材（防犯パトロール用腕章・防犯用ハンドブック等）について、地区防連に対して有償で斡旋する。

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

風営適正化法により掲示が義務づけられている「18歳未満立入禁止ステッカー」及び風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」について、風俗営業所に対して有償で斡旋する。